

青運整第180号
令和8年7月30日

一般社団法人青森県トラック協会長 殿

東北運輸局青森運輸支局長
(公 印 省 略)

自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

平素は国土交通行政に対し、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動車の使用者には、道路運送車両法において、自動車の適切な点検・整備の実施が義務付けられておりますが、それが使用者に十分理解されているとは言えず、例えば定期点検整備の実施状況は乗用車で6割程度に留まっています。

大型車では、重大事故につながりうる車輪脱落事故が増加傾向にあり、令和5年12月に青森県において、走行中の大型トラックから脱落したタイヤが、道路作業を行っていた者に衝突し死亡するという痛ましい事故が発生しています。

また、大型バスにおいても、少数ではあるものの依然として車両火災事故が発生している状況です。

これらを踏まえると、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備が確実に実施されるよう、啓発を行っていくことが重要といえます。

このため、国土交通省では、関係機関等の協力のもと、別添の実施要領により「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することといたしました。

なお、本運動は1年を通して実施しておりますが、特に全国統一の強化月間を令和8年9月1日から9月30日の1ヶ月間、青森県における地方独自強化月間を令和8年10月1日から10月31日までの1ヶ月間としております。

つきましては、貴会におかれましても本運動の趣旨をご理解のうえ、本運動へのご支援及びご協力を賜りますようお願い申し上げます。